

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第8号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p style="text-align: center;">（職及び職制）</p> <p><b>第6条</b> 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事（総括担当）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">教育行政事務に関する特定の<u>重要</u>事項を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（位置及び組織）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td style="text-align: center;">政策企画班 政策推進班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">企画・免許班 指導班 人事班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄</p>	職名	職務	（略）		参事（総括担当）	（略）	参事	教育行政事務に関する特定の <u>重要</u> 事項を処理する。	課名	班名	（略）		教育政策課	政策企画班 政策推進班	（略）		義務教育課	企画・免許班 指導班 人事班	（略）		社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u>	（略）		<p style="text-align: center;">（職及び職制）</p> <p><b>第6条</b> 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事（総括担当）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事</td> <td style="text-align: center;">教育行政事務に関する特定の<u>重要事項</u>を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（位置及び組織）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td style="text-align: center;">政策企画班 政策推進班 <u>I C T</u>教育推進班 <u>人権・教員育成班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">企画・免許班 <u>学校地域連携班</u>指導班 人事班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄</p>	職名	職務	（略）		理事（総括担当）	（略）	理事	教育行政事務に関する特定の <u>重要事項</u> を処理する。	参事	教育行政事務に関する特定の事項を処理する。	課名	班名	（略）		教育政策課	政策企画班 政策推進班 <u>I C T</u> 教育推進班 <u>人権・教員育成班</u>	（略）		義務教育課	企画・免許班 <u>学校地域連携班</u> 指導班 人事班	（略）		社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班	（略）	
職名	職務																																																		
（略）																																																			
参事（総括担当）	（略）																																																		
参事	教育行政事務に関する特定の <u>重要</u> 事項を処理する。																																																		
課名	班名																																																		
（略）																																																			
教育政策課	政策企画班 政策推進班																																																		
（略）																																																			
義務教育課	企画・免許班 指導班 人事班																																																		
（略）																																																			
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班 <u>図書館整備班</u>																																																		
（略）																																																			
職名	職務																																																		
（略）																																																			
理事（総括担当）	（略）																																																		
理事	教育行政事務に関する特定の <u>重要事項</u> を処理する。																																																		
参事	教育行政事務に関する特定の事項を処理する。																																																		
課名	班名																																																		
（略）																																																			
教育政策課	政策企画班 政策推進班 <u>I C T</u> 教育推進班 <u>人権・教員育成班</u>																																																		
（略）																																																			
義務教育課	企画・免許班 <u>学校地域連携班</u> 指導班 人事班																																																		
（略）																																																			
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班																																																		
（略）																																																			

に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
教育政策課	<u>I C T教育推進室</u>	<u>学習環境班</u> <u>校務基盤班</u>
	<u>人権教育推進室</u>	<u>人権教育推進班</u>
義務教育課	幼児教育推進室	幼児教育推進班

(所掌事務)

**第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1)～(26) (略) (27) <u>財務の執行の監査に関すること。</u> (28) (略)
教育政策課	(略)
財務課	(1)～(3) (略)
(略)	
義務教育課	(1)～(14) (略) (15)～(23) (略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

**第9条** 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
義務教育課	(略)	
社会教育課	<u>新図書館整備室</u>	<u>運営企画班</u> <u>施設整備班</u>

(所掌事務)

**第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1)～(26) (略) (27) (略)
教育政策課	(略)
財務課	(1)～(3) (略) (4) <u>財務の執行の監査に関すること。</u>
(略)	
義務教育課	(1)～(14) (略) (15) <u>県立夜間中学の設置に関すること。</u> (16)～(24) (略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

**第9条** 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職名	組織	職務
(略)		
参事	(略)	
課長代理	(略)	
専門監	必要と認める課	(略)
(略)		

2 (略)

3・4 (略)

(組織)

**第11条** 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県立中央図書館	(略)		
静岡県総合教育センター	(略)		総務班 管理班
	(略)	生涯学習企画課	企画班 生涯学習推進班
	(略)		
(略)			

2 (略)

(所掌事務)

職名	組織	職務
(略)		
参事	(略)	
技監	必要と認める課又は室	専門技術に関する特定の重要事項を処理する。
課長代理	(略)	
専門監	必要と認める課又は室	(略)
(略)		

2 (略)

3 教育政策課にICT教育推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、ICT教育に関する重要事項を処理する。

4 教育政策課に人権・教員育成室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、人権教育及び教員育成に関する重要事項を処理する。

5・6 (略)

(組織)

**第11条** 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県立中央図書館	(略)		
静岡県総合教育センター	(略)		総務管理班
	(略)	企画・ICT推進課	企画・ICT推進班 生涯学習推進班
	(略)		
(略)			

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県立中央図書館	(略)	
静岡県総合教育センター	総務課	(1)～(7) (略) (8) <u>所内ネットワークシステムの維持管理に関すること</u> (9) (略)
	生涯学習企画課	(1)～(3) (略)  (4)～(8) (略)
	(略)	

2・3 (略)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県立中央図書館	(略)	
静岡県総合教育センター	総務課	(1)～(7) (略)  (8) (略)
	企画・ICT推進課	(1)～(3) (略) (4) <u>ICT教育等に関する所内への支援に関すること</u> (5) <u>所内ネットワークシステムの維持管理に関すること</u> と (6)～(10) (略)
	(略)	

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。